

分担金取扱要綱

(令和2年3月25日管理者決定)

(目的)

第1条 神戸市水道条例(昭和39年3月条例第46号)第19条の2に規定する分担金は、既存の水道施設にかかる建設費や、その施設整備、動力、浄水費などに対し、既に契約し水道料金の中で負担している使用者との公平を図るために徴収するもので、その取扱いについて必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「分担金」 メーターを設置する給水装置の工事申込みに対し支払い義務が生じ、給水を受けようとする設備の供給能力(メーター口径)に応じて使用者が負担するものをいう。
- (2)「給水装置の新設」 新たに給水装置を設ける工事(以下、「新設工事」という。)によりメーターを設置するものをいう。
- (3)「メーター装置」 メーターを設置するために必要な装置をいう。
- (4)「改造工事」 給水装置の原形を変える工事をいう。ただし、これに伴うメーター装置の増設は、給水装置の新設として取扱う。
- (5)「増径」 改造工事によりメーター口径が増径となるものをいう。
- (6)「減径」 改造工事によりメーター口径が減径となるものをいう。
- (7)「新口径」 新設工事または改造工事により新たに設置したメーター口径をいう。
- (8)「旧口径」 改造工事前に設置されていたメーター口径をいう。
- (9)「撤去工事」 不要となったメーター装置を撤去する工事をいう。

(分担金の支払い義務の免除の対象)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、分担金の支払い義務を免除することができる。

- (1) 一時的に給水を受けるためにメーターを設置するとき
- (2) 次に掲げる内容でメーターを設置するとき
 - (ア) 改造工事(減径の場合に限る)を伴う新設工事であるとき
 - (イ) 撤去工事を伴う改造工事(増径の場合に限る)であるとき

(分担金の免除の取扱い基準)

第4条 前条第2号に該当すると認めた場合において、新設工事若しくは改造工事の施工前後でメーター個数が変わるときの免除の適用基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 新口径に係る分担金の総額が、旧口径に係る分担金の総額以下である場合、分担金の支払い義務を免除することができる。
- (2) 新口径に係る分担金の総額が、旧口径に係る分担金の総額を超える場合、新口径に係る分担金の総額から旧口径に係る分担金の総額を減じて得た額を徴収することができる。
- (3) 前2号の基準を適用できる期間は、最初の改造工事の申込みから1年以内とする。
- (4) 給水装置が設置されている土地を分筆する等で、その範囲内で給水装置を新設（増設）しようとする者は、第1号及び第2号に規定する支払い義務の免除について、事前に水道局と協議すること。また、工事申込者に対し第1号及び第2号に規定する支払い義務の免除の対象であることを説明すること。なお、この分担金の免除により、苦情又は係争が生じたとしても、水道局はその責任を負わないものとする。

附則

この要綱は、令和 2年 4月 1日 から施行する。